

あきた県民文化芸術祭 2018 実施要領

平成30年4月

秋田県観光文化スポーツ部文化振興課

1 趣 旨

あきた県民文化芸術祭は、県内の文化芸術事業を集中的・一体的に実施することにより、国民文化祭で培われた成果を継承するとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の文化プログラムとして、県民の文化活動の活発な取組を推進し、文化の力で秋田の元気創出を図ることを目的とする。

2 主 催

秋田県

3 共 催

秋田県教育委員会

一般社団法人 秋田県芸術文化協会

4 後 援（予定）

秋田魁新報社・朝日新聞秋田総局・毎日新聞秋田支局・読売新聞秋田支局・河北新報社・産経新聞社秋田支局・日本経済新聞社秋田支局・北羽新報社・NHK秋田放送局・ABS秋田放送・AKT秋田テレビ・AAB秋田朝日放送・エフエム秋田

5 市町村・民間団体活動の参加承認

「あきた県民文化芸術祭」の趣旨に合致する市町村や民間団体等の文化事業について、「あきた県民文化芸術祭」への参加を承認し、県が作成するウェブサイト等において広報するとともに、それぞれの事業主体が作成するポスター、プログラム、看板等に「あきた県民文化芸術祭」と掲載することができるものとし、相互に事業の拡充を図る。

6 開催期間

あきた県民文化芸術祭：平成30年9月1日（土）～11月30日（金）

文化芸術振興月間：平成30年10月6日（土）～11月3日（土・祝）

※文化芸術振興月間・・・9月1日から11月30日までの3ヶ月間のうち特に文化芸術関連事業を集中的に行う期間として定めたもの。

7 開催予定の事業

別紙のとおり

8 事務局

〒010-8572 秋田市山王3丁目1-1

秋田県観光文化スポーツ部文化振興課調整・文化振興班

Tel：018-860-1530 Fax：018-860-3880

Email：bunkashinkouka@pref.akita.lg.jp

9 その他

情報配信サイト「ブンカDEゲンキ」にて、情報提供や参加を呼びかける。

<http://common3.pref.akita.lg.jp/bunka/>

あきた県民文化芸術祭2018

1 県主催等事業 (●印は文化芸術振興月間内の事業)

名称	日時	場所	共催者等
(1) 第22回 秋田県青少年 音楽コンクール	【ピアノ部門】●10/20(土)、21(日) 【弦楽器部門、声楽部門】11/24(土) 【管・打楽器部門】11/25(日)	アトリオン 音楽ホール	・秋田県教育委員会 ・一般社団法人 秋田県 芸術文化協会 エントリー料 3,000 円
(2) あきたの文芸 第51集	【作品募集期間】6/1(金)～8/31(金) 【表彰式】11/14(水)予定	県庁大会議室	・秋田県教育委員会 ・一般社団法人 秋田県 芸術文化協会 投稿料 1,000 円
(3) あきたの美術 2018展	【展示】●10/3(水)～9(火) 秋田を拠点に活躍するアーティストの作品を幅広い分野で紹介する 展覧会。	アトリオン 美術展示ホール	・秋田県教育委員会 ・一般社団法人 秋田県 芸術文化協会 入場料 無料
(4) 新・秋田の行事 in 仙北2018	【伝統芸能】●10/6(土)、7(日) 秋田県を代表する伝統芸能等を一堂に会し、秋田でしか味わえない新 しい伝統芸能の祭典を開催。	仙北市角館町内	・新・秋田の行事実行 委員会 入場料 無料
(5) 石井漠・土方異 記念 国際ダンス フェスティバル 2018	【舞踊・舞踏】7月、●10月、11月 石井漠、土方異を生んだ舞踊・舞踏の聖地秋田で行うフェスティバル。 今年度は「石井漠記念賞」受賞者の公演のほか、特別招聘公演やアウト リーチ公演を開催。また、「土方異記念賞」の国際コンペティショ ンを開催し出演者を公募。	秋田市文化会館 他	・石井漠・土方異記念国際 舞踊舞踏フェスティバル 実行委員会 ※詳細未定

2 県が主催・参画するその他の文化事業 (あきた県民文化芸術祭2018期間以外)

- (1) あきた民謡祭 2018 5/13(日) 秋田県民会館
民謡全国大会優勝者による民謡公演や吹奏楽とのコラボレーションステージ等を開催
- (2) ありがとう県民会館ラストコンサート 5/27(日) 秋田県民会館
県民会館へ感謝を込めて本県文化の若い担い手や県に縁のあるアーティスト等が出演するラストコンサート
- (3) 公共ホール音楽活性化アウトリーチフォーラム 6/7(木) アトリオン
市町村ホール担当者がアウトリーチ手法などを学ぶ研修会
- (4) 第60回秋田県美術展覧会 6/22(金)～28(木) アトリオン、秋田市立千秋美術館、県立美術館
広く県民から美術作品を募集し優秀作品を展示する県内最大の公募展
- (5) 若手アーティスト育成支援事業 10月、11月、12月、2月、3月(予定) アトリオン
県内在住の若手アーティスト等によるアートイベントや展覧会
- (6) 地域の文化・芸術活動助成事業(連携プログラム) 10月～3月(予定) 秋田市、鹿角市、由利本荘市、湯沢市
県と開催市が連携して行う仙台フィルハーモニー管弦楽団による小中学校のアウトリーチ公演
- (7) 芸術文化プログラム開催事業 12/1(土)、2(日) 秋田県立体育館
吹奏楽ステージや秋田県大使のトークショー等を開催
- (8) 第43回秋田県芸術選奨 表彰式 H31.2/1(金) 県正庁
芸術文化の各分野において活発な創作活動を行い優秀な作品を発表した方を顕彰
- (9) 東京キャラバン in 秋田 H30年度内 秋田県内
2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け東京都と連携し野田秀樹氏の監修のもと実施する文化プログラム

あきた県民文化芸術祭実施要綱

(趣旨)

第1条 あきた県民文化芸術祭は、県内の文化芸術事業を集中的・一体的に実施することにより、国民文化祭で培われた成果を継承するとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の文化プログラムとして、県民の文化活動の活発な取組を推進し、文化の力で秋田の元気創出を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 前条の趣旨に賛同し、参加を表明する文化芸術関連事業（9月1日から11月30日までの3ヶ月間に開催するもの）の総称を「あきた県民文化芸術祭」とする。
2 9月1日から11月30日までの3ヶ月間のうち10月第一土曜日又は日曜日から11月3日までを特に文化芸術関連事業を集中的に行う期間として、「文化芸術振興月間」とする。

(実施概要)

第3条 県は、県主催事業を含め、あきた県民文化芸術祭に参加することとした市町村及び文化団体等の文化芸術関連事業について、ウェブサイト等を通じて広報活動を行う。

(申込手続き)

第4条 あきた県民文化芸術祭に参加しようとする団体等の代表者は、あきた県民文化芸術祭参加申込書（様式1）に開催要項等事業の概要が分かる書類を添付して県へ提出するものとする。

(参加承認基準)

第5条 県は、前条により申込のあった事業について、第1条の趣旨に合致するか審査し、承認又は不承認の結果を通知するものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は不承認とする。

- (1) 専ら営利を目的とするとき
 - (2) 特定の政治活動又は宗教活動を目的とするとき
 - (3) あきた県民文化芸術祭の品位を傷つけるおそれがあるもの
 - (4) 特定個人の売名等に利用するもの
 - (5) 私的な利益を追求しようとするもの
 - (6) 一般の人に公開されないもの
- 2 申込者が民間団体の場合は次の基準を満たしていることとする。
- (1) 主催者の存在が明確で、事業遂行能力が十分であると判断されるものであること
 - (2) 開催又は開設の場所は、公衆衛生及び災害防止についての法令が遵守されているとともに、十分な設備措置が講じられていること

(広報)

第6条 県は第4条の規定による申込を受け、前条の規程によりあきた県民文化芸術祭への参加を承認した場合は、県が作成するウェブサイト等において広報するとともに、それぞれの事業主体は、自らが作成するポスター、プログラム、看板等に「あきた県民文化芸術祭」と掲載することができるものとする。

(県の後援)

第7条 あきた県民文化芸術祭の参加に加えて県の後援承認を申請する場合は、第4条の書類に加え、事業の収支予算書並びに主催者の存在や基礎を明らかにする書類(団体規約等)及び役員その他事業関係者の住所や役職名等を明らかにする書類(役員名簿等)を提出するものとする。

(事業報告)

第8条 事業主体は、実施期間の終了後1ヶ月以内にあきた県民文化芸術祭参加事業実施報告書(様式2)を県に提出する。

(事業内容の変更又は中止)

第9条 事業主体は、やむを得ない事情により事業内容を変更又は中止する必要がある場合は、速やかに県に報告する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(様式1)

あきた県民文化芸術祭参加申込書

平成 年 月 日

(あて先) 秋田県観光文化スポーツ部文化振興課長

住 所
団 体 名
代 表 者 名

印

あきた県民文化芸術祭に参加を申し込みます。

(ふりがな)	
公演・行事名	
主催者	
開催日時	月 日 (~)
開催会場名	
会場住所	〒
入場料等	無料 ・ 有料 (円)
公演・行事の内容 (100字程度)	
一般問い合わせ先 電話番号	
問い合わせ先 (団体名・施設名等)	
問い合わせ先 (その他 URL 等)	
秋田県後援名義	申請する ・ 申請しない ※2 参照
担当者(所属)	
担当者(氏名)	
担当者電話番号	
担当者FAX番号	
担当者E-mail	

- ※1 画像の掲載を希望される場合は、画像データも併せて提出してください。
画像はホームページ等に掲載しますので、著作権等の問題のないものを提出してください。
- ※2 秋田県の後援名義申請をする場合は、本申請書に加えて、事業の収支予算書並びに主催者の存在や基礎を明らかにする書類(団体規約等)及び役員その他事業関係者の住所や役職名等を明らかにする書類(役員名簿等)を提出してください。

(様式2)

あきた県民文化芸術祭参加事業実施報告書

平成 年 月 日

(あて先) 秋田県観光文化スポーツ部文化振興課長

住 所
団 体 名
代表者名
電話番号

印

あきた県民文化芸術祭の参加承認を受けた事業が終了しましたので、次のとおり報告します。

(ふりがな)	
公演・行事名	
主催者	
開催日時	月 日 (~)
開催会場名	
会場住所	〒
入場料等	無料 ・ 有料 (円)
公演・行事の結果	
事業参加者数	出演者 人 入場者 人

- ※1 プログラム、チラシ、その他事業の実施状況を明らかにするもの(写真等)等を添付してください。
- ※2 秋田県の後援名義承認を受けた事業の場合は、本報告書に加えて事業の収支決算書も添付してください。